

安定した将来の生活を見据えて ー 共済年金から厚生年金へー

山崎 弘枝

総務部 厚生課 (〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1)

平成 27 年 10 月 1 日に年金一元化法が施行され、共済年金制度は厚生年金保険制度に統合された。また、平成 29 年 1 月 1 日より確定拠出年金法等が一部改正され、公的年金に上乘せして給付を受ける私的年金の加入ができるようになった。

「年金制度は複雑でよく理解できない」という声をよく聞くが、安定した将来の生活を見据える上で重要な年金制度を、いかに職員に広報するか、そして、年金請求者が不安なく請求を行うため、いかに対応をしていくかを検証する。

キーワード：厚生年金、広報、安定した将来の生活、持続可能な社会保障制度の確立、安心

1. 「年金」制度の理解は難しい

現役世代の職員が「年金」と聞いて、年金制度とはどのような制度なのか、具体的に将来自分の年金はいくらぐらい支給されるのか、など関心を持つのは、おそらく退職間際であろう。

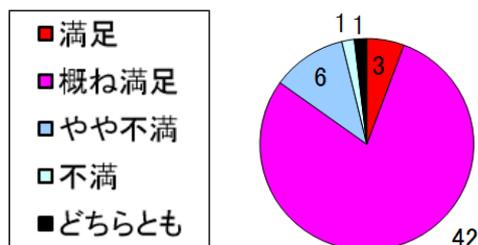
厚生課年金係では、毎年 6 月、定年退職者を対象に「退職準備セミナー」を開催しており、「年金」に関する説明をしている。本セミナーでは、「年金」のほかに、「再任用制度」や「退職手当のしくみ」、「退職後の医療制度」等の説明をし、退職後の生活を見据えて、自己啓発等を促す機会となっている。

このセミナーの中で「年金のしくみ」については約 1 時間の説明時間を設けている。内容は、①年金の種類やしくみ②個別に作成した年金の受給試算額③年金の請求方法④退職後の主に配偶者の年金に関する手続き等、大きく 4 つを柱にしている。

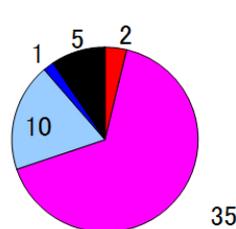
セミナー修了後、セミナーに関するアンケートを実施しており、昨年度のアンケートの結果を見ると「年金のしくみ」については、他の講義の説明に比べ「不満」の意見が最も多い結果となっている。理由には、「もう少し詳しく説明してほしい。」「普段から考えていなかったため、理解が難しかった。」「説明が多すぎて、理解するのは不可能。」といった感想が寄せられている。

この重要ではあるものの難解な年金制度を、いかにわかりやすく広報していくのか、そして、年金請求者が不

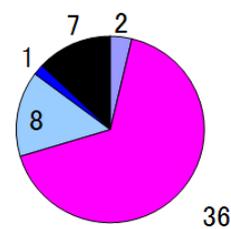
安なく請求を行うため、いかに対応していくかを、検証することとした。



1. 退職手当と税金



2 国家公務員の再任用制度



3 国家公務員の再就職等規制

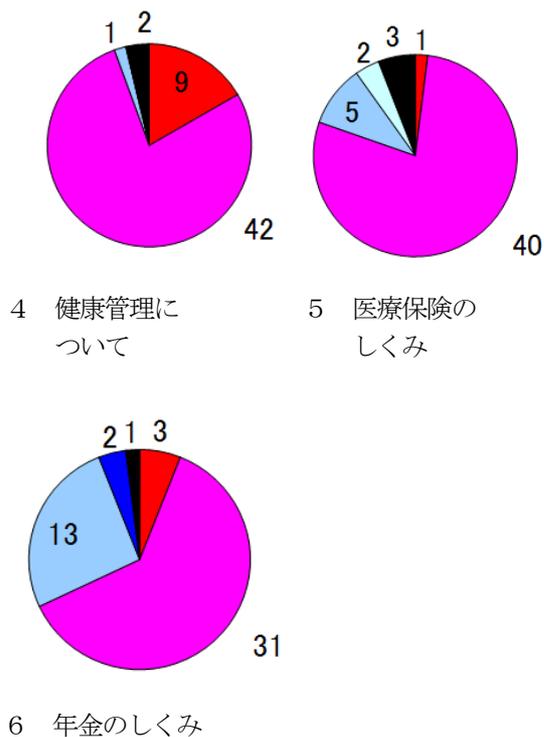


図-1 H28年度退職セミナー後のアンケート結果

2. 「年金」制度が難解だと感じる理由

(1) 制度の改正が多く、用語が難しい

「年金」制度の沿革をみてみることにする。

昭和 16 年に労働者を対象とした「労働者年金保険法」の公布がなされたのが「年金制度」の始まりで、その後、昭和 19 年に「厚生年金保険法」に改称された。昭和 34 年、年金制度に加入していない自営業者などを対象とし「国民年金法」が制定され、昭和 36 年、国民年金制度において保険料の徴収が始まり、原則 20 歳から 60 歳までの国民が公的年金に加入する「国民皆年金」が開始された。

そして、昭和 61 年の大改正により、2 階建て年金の基礎が確立され、1 階の年金は、全国民共通の基礎年金としての国民年金、2 階の年金は、労働者を対象とする厚生年金、共済年金という年金のしくみがつくられた。

最近の大きな改正としては、平成 27 年 10 月から、労働者を対象とする 2 階の年金部分である厚生年金と、公務員を対象とする共済年金が統一され、国家公務員も厚生年金に加入することとなった。

以上のように、法の改正が頻繁に行われ、複雑な上に、用語の内容を理解するのも難しく、よほど年金制度に興味があれば、理解するには労力と時間がかかるものとなっている。

よって、「年金」制度が難解だと感じる一番の理由は、制度の改正が多く、そのための経過措置も増え、全体がつかみにくいものとなっているためだと考えられる。

(2) 「年金」を理解するのにその時々社会情勢を把握する必要がある

日本の公的年金のしくみは「社会的扶養」の考え方に基づいている。「社会的扶養」とは、働くことのできない人を社会全体で支えるという考え方であり、現役世代が年金保険料を納め、国を通じて同時期の高齢者へ年金を支給するしくみで成り立っている。つまり、公的年金は、個人の積み立て方式ではないのである。

よって、「年金」制度は、その時々社会情勢を反映するものとなり、ますます少子高齢化が進む我が国にあっては、いかに現役世代が負担する保険料をこれ以上引き上げず、一方で高齢者に安定して年金を給付することができるかを、常に意識する結果となる。

このように、「年金制度」が難解だと感じるもう一つの理由は「年金」は社会情勢を反映しているため、その社会情勢を理解するというバックグラウンドの理解も同時に必要だということである。

以下に、参考として、2 点注目すべき社会情勢を反映した年金の考え方を紹介する。1 点目は、平成 27 年 10 月に、国家公務員の加入していた共済年金が厚生年金へなぜ統一されることになったのか、2 点目は、新聞でよく目にする「マクロ経済スライド」についてである。

a) なぜ国家公務員は共済年金から厚生年金へ加入することになったのか

近年の急速な少子・高齢化に伴い、人口構成の大きな変化や非正規労働者の増大など、年金財源に影響を与える社会情勢が大きく変化してきている。国・地方公共団体の財政の悪化はますます顕著になってきたため、政府は、国や公的機関が行う年金のあり方について検討を進めることになった。

国家公務員の給与を含めた待遇を、民間企業のサラリーマン等と比較するとどうであるか、という観点から、人事院は平成 24 年 3 月に「民間の企業年金および退職金の調査結果等」を公表した。退職後の生活を保障するいわゆる「退職金」には、民間では主に「退職一時金」と企業が退職金の一部を年金で支払う「企業年金」で構成されており、公務員は「退職金」と「職域部分」と言われる共済年金の一部で構成されている。民間と公務の収入を比較したところ、400 万以上の開きがあるという結果であった。

そこで、民間と公務の収入の均衡を保つため、まずは「退職金」の引き下げを行うこととなった。そして平成 27 年 10 月から、共済年金の一部である「職域部分」を、厚生年金として「年金払い退職給付」（退職等給付）とし、企業年金のしくみに沿う形となった。つまり、新たに個人負担分として退職年金給付の掛金を徴収することとなった。

こうして、民間サラリーマン等の厚生年金の制度にあわせる形で共済年金は厚生年金に統一された。

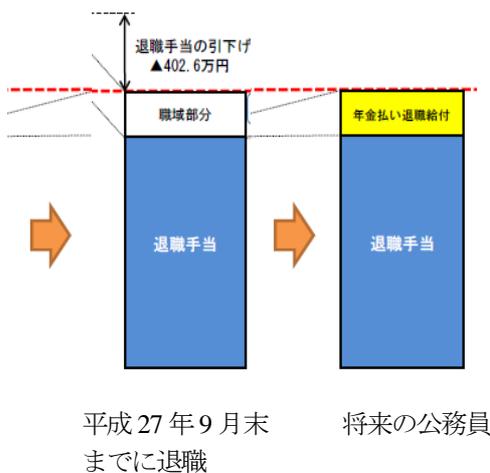
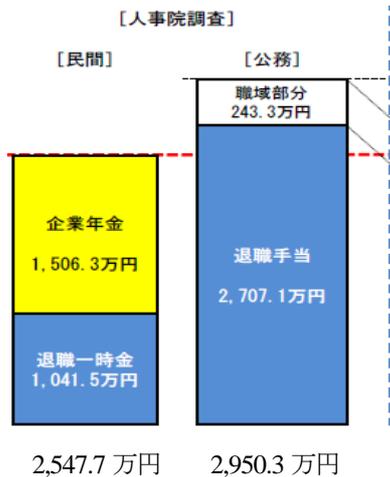


図-2 人事院調査結果に基づき構築された 公務員の退職手当と年金

b) マクロ経済スライドとはなにか

年金財政の原資は、現役世代の保険料である。少子・高齢化が進めば、原資である保険料は減るが、現在、厚生年金保険料率は 18.3% を上限として決まっており、現役世代の保険料の負担の増額の心配はない。一方、高齢者の年金の給付額は、物価や現役世代の賃金の変動を反映し、年金額を改定している。物価や賃金が上昇すれば、年金額も上昇するというしくみである。

しかし、少子高齢化が進み、年金制度が立ち行かなくなってきたため、「マクロ経済スライド」という物価や賃金が上昇しても、年金額の伸びを調整するしくみを取り入れることとした。具体的には、年金額の上昇率から「スライド調整率」を差し引いて年金額を計算する。「スライド調整率」は年金の被保険者の減少率と平均余命の伸びを勘案した率である。

平成 27 年 4 月から初めて導入されたしくみである。

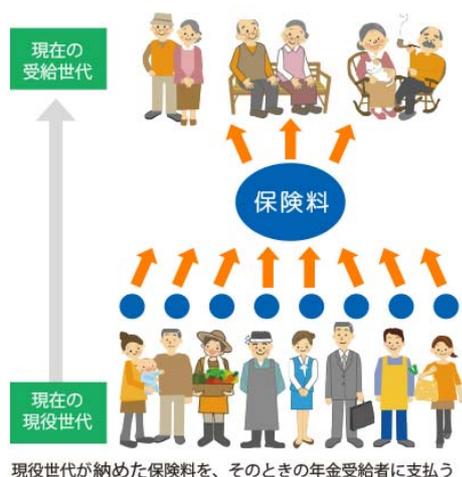


図-3 日本の年金のしくみ

3. 年金を知ってもらうために〈今後の取り組み〉

年金は将来の大事な生活を支える社会保障であるにもかかわらず、「年金」という言葉に触れるのも、退職 10 年前に厚生課が主催する「ライフプランニングセミナー」や、定年退職前の「退職準備セミナー」という人がほとんどと思われる。はじめて聞く「年金」については、難しい制度であるため、やはり理解されにくい。

では、いかに職員に年金について知ってもらい、年金請求者が不安なく請求を行えるよう対応すればよいのか。

(1) 積極的な広報

退職間際となって、初めて意識する「年金」について、やはり広報の拡大の必要性を感じる。

今後は、研修にも社会保険の時間を設けるなど、より多く、積極的に年金についての広報の場を広げていければよいと思う。

今まで実施してきている広報は以下のとおりである。

a) 退職準備セミナーでの案内

毎年、定年退職者向けに行う「退職準備セミナー」において、「年金」制度の説明をしてきている。対象職員は退職を 1 年後に控えているので、「年金」に関する関心度は高く、質問も多かった。

b) ライフプランニングセミナーでの案内

厚生課では、退職を数年後にむかえる職員を対象に「ライフプランニングセミナー」を開催している。社会保険や資産運用等、将来の生活設計に参考となるセミナーである。

平成 27 年度には、セミナーで年金のしくみ、年金額の試算依頼方法を案内した。

c) イントラの更新

厚生課年金係のイントラを更新し、共済年金の内容を、厚生年金へと一新した。年金の制度の説明だけでなく、

「年金給付とは」との項目を設け、年金の概要を加え、年金に関する届出書類の様式は、すべてエクセル様式に変更した。

＜今後の「年金」についての広報の留意点＞

(2) 年金知識の向上

年金に関する研修は、国家公務員共済組合連合会が主催する研修が年2回、国土交通本省共済組合が主催する研修が年1回、定期的にある。

そのほか、退職準備に向けた研修を企画する担当者向けの講習会として「退職準備・生涯生活設計プログラム講習会」がある。

この講習会に昨年度参加したが、年金制度や医療保険、健康に関する講習会で、現役時代から定年後の計画を立てる重要性を感じる講習会であった。

社会保険制度の情報は常に更新されていくので、知識の向上を意識して広報と取り組んでいくことが必要であると考えている。

(3) 直接、確実な情報提供をするために

「年金」に関して、国家公務員共済連合会から、在職中には「ねんきん定期便」が届く。そして、65歳に達する前には年金請求書が届く。

これらの情報が確実に本人へ送付され、情報の提供が確実にできるよう、今後も下記の整備・対応をする。

a) 届かない「ねんきん定期便」を無くす

厚生年金に統一されてから、自宅へ国家公務員共済組合連合会から毎年「ねんきん定期便」が送付されることになった。「ねんきん定期便」は加入履歴や年金予定額の書かれた重要な情報である。しかし、昨年度「ねんきん定期便」等のお知らせが住所不明で返送されてきた件数は100件以上に上っている。

職員の元に「ねんきん定期便」が確実に届くよう、住所不明で返送された分については、確認を行い、住所変更の手続きを進めていく。

b) 本人請求を促していく

65歳になると老齢年金の受給権が発生する。年金を受給するためには本人の請求が必要であるが、様々な事情で請求書が届かない可能性も考えられる。

受給権が発生した退職者に、直接本人へ電話や手紙で、確実に年金を受給できるよう請求の手続きを促していく。

(4) 相談しやすい窓口作り

公的年金は、大きく「老齢」「障害」「死亡(遺族に対する保障)」というリスクに備える社会保障制度である。

65歳に達する前、「老齢厚生年金」の請求書が自宅へ送付される。厚生課年金係では、その請求書の記載方法、添付書類の説明等の相談窓口となっている。年金に

ついてわからないことがあれば、いつでも相談できるので、ぜひ利用してもらいたいということを退職準備セミナーの際に皆さんに伝えている。

また、障害厚生年金については、事務担当者を通じてではなく、厚生課年金係が直接請求者の相談や問い合わせ窓口となって対応している。これは、直接本人と連絡をとりあったほうが、本人も安心して相談でき有利であるからである。

このような心がけを今後も続けていきたいと思う。

4. 安定した将来の生活を見据えて

「安定した将来の生活」を送るための必要な要素とはなんだろうか。一つは、国家として「持続可能な社会保障制度の確立」をすることであり、もう一つは自分自身が、リスクを負ったときの保険として安定した年金給付を受けられるという「安心」である。

「持続可能な社会保障制度の確立」は、今後も現役世代の保険料の負担と高齢者への給付のバランスを考えて実現することになるが、年金給付を受けられる「安心」を得るには、自分自身が将来の生活を見据えて、自助努力することが大切となる。

厚生課で開催している退職後の生活を見据えた「ライフプランニングセミナー」へ、是非参加していただきたいと思う。

私たちは人生90年といわれる中、退職後、10万時間という自由時間が与えられることになる。経済的に、そして精神的にどのように過ごしていけばいいのか、を考えるセミナーである。セミナーでは、退職後の個人の予定収入・支出をもって具体的なキャッシュ・フローの作成をするので、受講者の感想は「50歳前半からの老後準備の意識が必要であると感じた」や「住宅ローン、生命保険などの見直しポイントを知ることができた。」など、89%の方が「受講してよかった。」と感じていただいている。

また、個人的な資産運用として、厚生課では3つの福利厚生メニューを取り扱っている。それは、平成29年1月から加入ができるようになった「個人型確定拠出年金」(愛称 iDeCo イデコ)、団体積立年金保険「ゆとり」そして一般に「年金財形」と呼ばれる財産形成年金貯蓄である。

(1) 「個人型確定拠出年金」

「個人型確定拠出年金」は、公的年金に上乗せし、個人で運用商品を選び、掛金と運用益の合計額で給付を受ける制度である。メリットは、掛金が全額所得控除され、運用益も非課税、受け取る際も税制優遇措置があるということである。

(2) 団体積立年金保険「ゆとり」

団体積立年金保険「ゆとり」は、国土交通省共済組合が行っている制度で、年末調整の際、一般の生命保険料控除適用の「一般型」と個人年金保険料控除適用の「個人型」がある。国土交通省共済組合のスケールメリットをいかし、予定利率はおおよそ年1.25%となっている。

(3) 「年金財形」

「年金財形」は「勤労者財産形成促進法」に基づく制度であり税制上の優遇措置により国が援助し、財産形成を促進するものである。

今後、ますます高齢化が進むことが見込まれる中、個人が末永い安定した将来を見据え、今を生きることが大事となってくる。ぜひこの機会に将来の生活を思いはかり、生活設計を考えていただけたら、と思う。

	個人型確定拠出年金(イデコ)	ゆとり	財形年金貯蓄
特徴	確定拠出年金法に基づき、加入者が掛金を拠出し、加入者自らが運用する。	国土交通省共済組合が行う団体積立年金。	勤労者財産形成促進法に基づき、資産を保有することを国が援助し、事業主の協力と相まって、財産形成を促進する。
メリット	掛金が全額所得控除、運用益が非課税、受け取る時にも税制優遇措置がある。	所得税法上の優遇措置がある。(「一般型」は生命保険料控除の対象、「個人型」は個人年金保険料控除の対象になる。)	元本550万円までは利子等非課税となる。
手続方法	加入者本人が、金融機関等の商品を選び、加入申し込みをする。通年できる。	厚生課より、5月下旬にパンフレットを配布し加入募集をする。(保険の加入開始時期は9月1日)	厚生課より、年2回、8月と2月に加入募集する。

図-4 個人的な資産運用